

群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業
入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)

- ・ 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業入札説明書等に関して、令和6年(2024年)3月14日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。

令和6年3月

群 馬 県

入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第条	数項	数号	○数	加	(加)		
1	入札説明書	質問回答の公表	12	3	2					第2回質問回答が4月12日との記載がありますが、そのタイミングでは提案に反映できないため、3月末までに回答をお願い致します。	ご意見を踏まえて、3月29日に回答を公表することとしました。
2	入札説明書	提案限度額	16	3	3	(8)				令和6年2月16日付にて国土交通省大臣官房技術調査課より、設計業務委託等技術者単価（技師C：35,600円→38,400円）が増額変更となり、単価が約7.8%上昇致しました。本事業の設計業務費、工事監理業務費への反映方針および業務費増額更新有無についてご教示下さい。	設計費及び工事監理費も物価変動に伴うサービス購入料の改定の対象とすることとし、事業契約書（案）別紙1を修正しますので、これを確認してください。適用する指標は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価（技師（C））とします。
3	要求水準書	性能規定	1	1	4					要求される「性能」については、基本設計及び実施設計の過程でご承認いただいた設計図書に基づき、要求条件等を実現するために必要事項が充足していることを含めて、県に承認をいただいたうえで決定されることを前提としておりますので、ご承認いただいた設計図書のとおり施工しても確保できない性能について、事業者が保証するものではないと考えてよろしいでしょうか。	どのような「性能」についての質問が分かりかねますが、要求水準書に示す「性能」は、すべて事業者が保証してください。設計図書のとおり施工すれば性能が確保できると県が判断した場合にのみ、県は当該設計図書を承認しますが、完成した施設が性能を満たさないときには、設計図通りに工事したとしても性能未達となります。
4	要求水準書	事業範囲	1	1	5					「ただし、本書で規定する業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、～その他必要な業務がある場合は、適切に実施すること。」との記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス購入料の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	ご質問のような事象が発生した場合には、事業契約書（案）第18条（条件変更等）の規定に基づいて対応することとなります。
5	要求水準書	プール公認規則の変更について	2	1	5	(2)	①			プール公認規則の変更に伴い、設計変更、改修工事、備品の追加・変更が必要な場合は、追加契約（予算の追加）を貴県負担とされる想定はされていますか。	プール公認規則の変更に伴って設計変更、改修工事、備品の追加・変更等が必要になった場合は、事業契約書（案）第19条の規定に基づきます。
6	要求水準書	本施設の構成泳法の解析	10	2	2	(1)				「※カメラの仕様」に記載のある仕様を満たすカメラを収納可能な水中専用ハウジングが標準品としては見当たりません。想定されている水中専用ハウジングがあるのであれば、ご教示いただけないでしょうか。	県が事前に把握した限りにおいては、水中に設置するカメラを収納するハウジングは特注品になるものと想定しています。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
7	要求水準書	本施設の構成 泳法の解析	10	2	2	(1)				「※カメラの仕様」に記載のある仕様を満たすカメラを収納可能な水中専用ハウジングが標準品としては見当たりません。水中底面に設置するカメラについては、「※泳法の解析ができるシステム」に対応可能なカメラ仕様を提案することでもよろしいでしょうか。	No.6の回答を参照してください。 水中に設置するカメラについても、要求水準書10ページの「※カメラの仕様」を満たすようにしてください。
8	要求水準書	プールサイド	17	2	3	(2)	③	エ		要求水準書（0307修正）にて、プールサイドのスペースは「飛込プール後方 10m 以上～13m 程度」に修正されておりますが、10m以上に設定された根拠をご教示ください。	他事例等を参照して決定したものです。（質問No.9回答も併せて参照ください。）
9	要求水準書	プールサイド	17	2	3	(2)	③	エ		要求水準書（0307修正）にて、プールサイドのスペースは「飛込プール後方 10m 以上～13m 程度」に修正されており、その理由として競争的対話実施結果（0307公表）には「飛込台の設置及び競技者の動線、待機・溜まり等を考慮した適切なスペースとして提案してください」とありますが、機能性や運用面を考慮して適切なスペースを計画すれば10m未満で提案してもよろしいでしょうか。	飛込台の設置及び競技者の動線、待機・溜まり等を考慮した適切なスペースの評価判断の基準値として、他事例等を参照した上で10m以上としたものであり、10m以上として提案してください。
10	要求水準書	備品（ロッカー）について	18	2	3	(2)	③	カ		要求水準書においては更衣室関係諸室で男女それぞれのロッカー数は200個以上となっています。それに対し別紙16:プール備品リスト5/5ページスポーツ関連諸室備品（更衣室）186・187ではブラロッカM280個ブラロッカS200個の合計480個となっている。どちらが正しいのかご教示をお願いします。	要求水準書P.18及び別紙18「一般什器備品リスト」No.60を優先するものとしてください。別紙16「プール備品リスト」のNo.186・187は削除します。
11	要求水準書	什器備品計画について	27	2	3	(6)				備品が持つ機能を付帯施設の設置により補うことで、同等以上と解釈して頂くことは可能でしょうか。	備品が持つ機能を付帯施設の設置により補うことは、認められません。
12	要求水準書	建設業務	28	2	4	(1)	②			「各種調査（建設業務を行う上で必要なもの）」との記載がありますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス購入料の変更をお認めいただけませんでしょうか。	質問No.4の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第条	数項	数号	○数	加	(加)			
13	要求水準書	電波障害対策工事	28	2	4	(1)	②				事業者の業務範囲として「電波障害対策工事」との記載がございますが、本事業の目的物に起因して電波障害対策工事が必要となった場合及び近隣を含む第三者に損害が生じた場合には、県の費用負担にて処理・解決いただき、事業者は県に協力するものとさせていただきますでしょうか。	「電波障害対策工事」は事業者の業務範囲としておりますので、すべて事業者側で対応してください。
14	要求水準書	測量	30	2	4	(2)	②		ア		「なお更に現況測量が必要な場合は、事業者の判断により実施すること。」との記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス購入料の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	質問No.4の回答を参照してください。
15	要求水準書	地盤調査	30	2	4	(2)	②		イ		「なお更に地質調査が必要な場合は、事業者の判断により実施すること。」との記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス購入料の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	質問No.4の回答を参照してください。
16	要求水準書	電波障害調査	30	2	4	(2)	②		ウ		事業者の業務範囲として「電波障害調査」との記載がございますが、本事業の目的物に起因して電波障害対策工事が必要となった場合及び近隣を含む第三者に損害が生じた場合には、県の費用負担にて処理・解決いただき、事業者は県に協力するものとさせていただきますでしょうか。	質問No.13の回答を参照してください。
17	要求水準書	その他の調査	30	2	4	(2)	②		オ		「事業者は本業務を実施するに当たり、必要と思われるその他調査について、事業者の責任において適切に実施すること。」との記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス購入料の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	質問No.4の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第条	数項	番号	○数	加	(加)		
18	要求水準書	設計業務の実施	30	2	4	(2)	③		ア	「県は、設計内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。その場合、事業者は、大幅な仕様変更を伴わない限り、契約の範囲内で対応すること。」との記載がございますが、仕様変更が発生した場合には、その軽重を問わず、設計期間及び契約金額又はサービス購入料の変更を認めていただけますでしょうか。	原案のとおり、県が、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で変更を求めた場合は、事業者は、大幅な仕様変更を伴わない限り、契約の範囲内で対応してください。なお、工期及び費用の変更があるような仕様変更が発生した場合には、工期や金額の変更対象となります。
19	要求水準書	設計図書等	31	2	4	(2)	③		イ	「設計図書の電子データを貴県に提出する」旨の記載がございますが、CADデータは設計業務の受託者の社名を表示したままで内容の編集及び出力が可能となることから、設計業務の受託者の設計責任の範囲が曖昧となるおそれがありますので、CADデータの提出についてはご容赦いただけませんかでしょうか。(PDFデータの提出は問題ございません。) また、やむを得ず提出させていただく場合は、設計業務の受託者以外がCADデータを改変した場合には設計業務の受託者は一切責任を負わない旨を記載した受領書をご提出いただくことを前提に、受領書の内容についてご協議いただけませんかでしょうか。	本事業の適用基準として「群馬県 CALS/EC 電子納品ガイドライン」の適用を定めており、同ガイドラインに基づきCADデータを提出するものとしてください。 なお、その取扱いについては、県においても事業者には不利益な運用がなされないよう留意するものとし、詳細は事業契約時及び提出前に適切に協議を行い、定めるものとします。
20	要求水準書	設計図書に関する著作権	31	2	4	(2)	③		イ	「設計図書に著作権は著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属する。」との記載がございますが、前後の文脈を踏まえ、下線部記載の「発注者」は「事業者」、「受注者」は「設計業務の受託者」をそれぞれ意味するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、ここでの「発注者」は「事業者」、「受注者」は「設計業務の受託者」を指します。
21	要求水準書	県の立会い	34	2	4	(3)	③		ア	「県は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができ、かつ、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。」との記載がございますが、立会い等を行う場合には、事前にその旨ご通知いただけませんかでしょうか。	事業契約書（案）第40条（県による説明要求及び建設現場立会い）第4項に規定するとおり、県は予め事業者へ通知を行うことなく立ち会うことができるものとしています。
22	要求水準書	近隣住民への安全対策	34	2	4	(3)	③		ア	「事業者は、工事中における近隣住民への安全対策については万全を期すこと。」等の記載がございますが、これらの記載は適切な措置を講じることを求めることを趣旨とするものであると考えてよろしいでしょうか。	「万全を期す」とは、文字通り、万全を期すというものであり、措置内容を限定するものではありません。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
23	要求水準書	工事施工における留意点	34	2	4	(3)	③	イ		「騒音・振動、悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な検討及び予防的対応を行い、万一周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において処理すること。」「隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。」「工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、適切に対応すること。」等の記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、県のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業期間の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	ご質問のような事象が生じた場合には、事業契約書（案）第38条（建設工事業務に伴う近隣対策）の規定に基づいて対応することになります。
24	要求水準書	工事施工における留意点	35	2	4	(3)	③	イ		「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに万一発生した場合には、事業者の責めにおいて対応すること。」との記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、県のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業期間の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	井戸枯れの対応は、事業契約書（案）第18条の規定に基づき、対応することになります。
25	要求水準書	県による完成確認	35	2	4	(3)	④	ア	(ウ)	「県が完成確認を行った結果、本施設が設計図書及び本書並びに提案書類等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、県は事業者に対し是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は事業者が負担すること。」との記載がございますが、本施設が提案書類等の内容を満たしていないことが、事業者の責めに帰さない事由による場合には、必要な処置内容につき協議いただき、必要と認められる工事日程及び契約金額またはサービス購入料の変更を請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「本施設が提案書類等の内容を満たしていないことが、事業者の責めに帰さない事由による」ということは想定しておりません。
26	要求水準書	竣工図書の提出	36	2	4	(3)	④	イ		「保証書一式」との記載がございますが、その保証期間や保証範囲につきましては、専門工事業者が対応可能な範囲内とすることを前提としてご協議いただけませんかでしょうか。	保証書における保証期間や保証範囲については、通常対応可能な範囲内とすることを想定しています。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
27	要求水準書	県への本施設の引渡し	36	2	4	(3)	④		工	「竣工図書」「竣工図」等の記載がございますが、事業者が作成した竣工図のご利用に際しては、県にて竣工図書および竣工図等の内容をご確認のうえ、ご利用いただくものと考えてよろしいでしょうか。	「竣工図書」、「竣工図」等については、事業契約書（案）第48条（県による完成確認）を参照してください。
28	要求水準書	事前調査	37	2	4	(5)	②			「解体・撤去にあたり必要と考えられる調査を事業者の責任において、必要な時期に実施すること。」「また、必要に応じて、周辺建物及び構造物等の家屋調査（事前・事後）を行うこと。」等の記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス購入料の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	ご質問の場合には、事業契約書（案）第18条の規定に基づき対応することになります。
29	要求水準書	解体工事中業務	38	2	4	(5)	④		イ (ア)	「解体撤去工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、県に速やかに報告するとともに、事業者を窓口として工程に支障をきたさないように処理すること。」との記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、県のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業期間の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	ご質問の場合には、事業契約書（案）第46条の規定に基づき対応することになります。
30	要求水準書	解体工事中業務	38	2	4	(5)	④		イ (イ)	「解体撤去工事中における近隣や歩行者への安全対策については万全を期すこと。」との記載がございますが、これらの記載は適切な措置を講じることを求めることを趣旨とするものであると考えてよろしいでしょうか。	質問No.22の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
31	要求水準書	解体工事中業務	39	2	4	(5)	④	イ	(イ)	「隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、解体撤去工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。」「解体撤去工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意すること。」「周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。」等の記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、発注者様のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業期間の変更をお認めいただけませんか。	質問No.29の回答を参照してください。
32	要求水準書	付帯事業	56	4	11	(2)	①			トレーニングルームを独立採算（付帯事業）にて実施するという記載がある一方で、3月7日に公開された別紙22「提案による施設整備の位置づけについて」ではトレーニングルームは「付帯施設」ではなく「要求施設」としてサービス購入料に含めるとされています。元々独立採算を想定されていたことから入札金額にトレーニングルーム運営費用は含まれていないと存じますが、今回「サービス購入料に含める」と変更になった経緯をご教授ください。	トレーニングルーム等、施設利用者の健康増進に寄与する施設については、「付帯施設」又は「要求施設」として整備することが可能である旨、要求水準書の記載を明確にする目的で別紙22を追加したものであり、変更になったわけではありません。
33	要求水準書	別紙13 必要諸室及び仕様	3							医務室と監視員・指導室は別室となっておりますが、施設運営上は同じスタッフが対応することから、医務室と監視員・指導室と管理事務室を一室として計画して宜しいでしょうか。	各室の機能等が適切に確保される前提で、医務室と監視員・指導室、管理事務室を一体的に計画することは認められます。
34	要求水準書	別紙13 必要諸室及び仕様	4							器具庫にて、「別紙16 プール備品リスト」、「別紙17 プール電気備品リスト」に示す備品等を余裕を持って収納できるスペースを確保すること」とあり、参考面積は319㎡となっておりますが、上記備品リストにある備品全てを319㎡の中に収納できる量ではないものと思われます。参考面積を319㎡とした根拠や想定する運用方法等をご教示いただけないでしょうか。	器具庫の参考面積319㎡の設定根拠、運用方法の想定についてはお答えできません。 なお、319㎡は参考面積であり、提案事業者が、飛込プール後方スペース寸法条件の変更等を踏まえて、より適切な器具庫の計画等を提案することは肯定的に受け止めます。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
35	要求水準書	別紙20								敷島エリアグランドデザイン案について、できる限りの範囲で提案書に反映させるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P1基本方針に記載のとおり、敷島エリアグランドデザインの適切な反映を県として重視しております。そのため、水泳場に関連するデザインコード及びデザインルールを適切に反映した提案としてください。なお、提案内容は落札者決定基準のとおり評価します。
36	要求水準書	別紙21	2	1	1	(3)				その他設備・備品等の利用料金について、現施設において競技備品（タッチ板やスタート台等）を個々で貸出されているようであれば、現在の料金をご教示願います。	水泳場の附属器具等について、「スイミングタイマー式」での貸出を行っていますので、群馬県立公園条例別表第四 備考7の表を参照してください。
37	要求水準書	別紙22 ②「要求施設」とみなして実施するもの								トレーニングルームの設置を計画する場合に、プールと同様に利用料金を設定して一般利用者に利用してもらう際は、事業者は使用料や光熱水費を負担する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	トレーニングルームを「要求施設」とみなして設置する場合には都市公園法に基づく使用料の負担はありませんが、他の要求施設と同様に光熱水費は事業者の負担となります。なお、光熱水費については、サービス購入料Dの対象となります。
38	要求水準書	別紙22 ②「要求施設」とみなして実施するもの								「※対象施設を独占利用した上で「自主事業」を実施する場合も、独占利用に係る利用料金を支払うのみで、別途の光熱水費の負担はない」とございますが、これはトレーニングルームにおいて教室等を開催する場合を想定されているものであり、利用者が個人で利用する場合は「独占利用」に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	トレーニングルームを「要求施設」とみなして設置する場合で、利用者が個人で利用する場合は、プール等の他の要求施設と同様に、「独占利用」には該当しません。
39	要求水準書	別紙22 ②「要求施設」とみなして実施するもの								「※対象施設を独占利用した上で「自主事業」を実施する場合も、独占利用に係る利用料金を支払うのみで、別途の光熱水費の負担はない」とございますが、「独占利用」する場合の使用料の具体的な金額をお示し下さい。	「要求施設」とみなして設置する施設については、プール等の他の要求施設と同様に公の施設として取扱いますので、事業者側では個人利用料金及び独占利用の料金を設定してください。事業者が「自主事業」として独占利用する場合は、当該独占利用の料金を負担することになります。
40	様式集	各種内訳書・計算書等	2	1	3	(3)				様式番号3-3-2や3-3-4、3-3-5のサイズ指定について、(3)各種内訳書・計算書等ではA4となっていますが、p58注8、P60注9、P61注9では、A3となっています。これらはすべてA3判で印刷の上A4ファイルに織り込んで閉じると考えてよいでしょうか。	様式3-3-2、3-3-4、3-3-5のサイズはA3とします。様式種P.2の3(3)各種内訳書・計算書等のサイズの指示を修正します。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第条	数項	数号	○数	加	(加)			
41	様式集	各種内訳書・計算書等	2	1	3	(3)					様式3-3-8のサイズと制限枚数について、(3)各種内訳書・計算書等ではA4判1枚となっていますが、同封のExcel版様式集を出力しようとすると2枚になってしまいます。こちらは2枚にわたって出力してもよいでしょうか。それとも、縮小出力として1枚に納めた方がよいでしょうか。	縮小出力して1枚としてください。
42	様式集	入札時の提出書類	8	3	4	(4)～(6)					入札説明書等に関する質問に関する回答(第1回)(入札参加表明書等の提出に関する質問を除く)No.137において、リスク分析を行う資料等を添付することは可とのことをご回答をいただいておりますが、関心表明書等その他の資料についても必要に応じて添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	金融機関等からの関心表明書等は、様式3-3-17にて添付してください。(書式任意、枚数適宜) その他の関心表明書等については、適宜添付することで問題ありません。
43	様式集	様式3-1-4 基礎審査確認リスト	49			(3)					要求水準書(0307修正)にて、プールサイドのスペースは「飛込プール後方10m以上～13m程度」に修正されておりますが、様式集の基礎審査確認リストには「飛込プールの後方：13m程度」となっております。機能性や運用面を考慮して適切なスペースを計画すれば10m未満とすることができ、その場合でも要求水準未達にはならないものと考えて宜しいでしょうか。	様式3-1-4を修正します。
44	様式集	様式3-3-10 法人税(43～49行目)									法人税等の内訳に「地方法人特別税」とありますが、地方法人特別税は廃止され、特別法人事業税が創設されているとの理解です。行追加等で特別法人事業税の金額をお示しすればよいでしょうか。	法人税等の行は、適宜追加することで問題ありません。
45	様式集	様式3-3-10 施設原価									競争的対話において、「キャッシュフロー計算書のキャッシュ・イン項目にある「割賦原価(割賦元本分)」については、サービス購入料A-2を想定しています。 「『部分支払い分』は、損益計算書に記入してください」との回答をいただきましたが、部分払い分について、損益計算書の計上年度とキャッシュフロー計算書の計上年度がズレることが想定されます。(例えば、令和10年度の出来高は年度末の確認完了後、令和11年度に支払われるという理解です。)この場合、部分払い分についてもキャッシュフロー計算書に記入する必要があるかと思いますので、必要に応じてキャッシュフロー計算書に記載することは可能という理解でよろしいでしょうか。	実際のキャッシュフローに基づいて、適宜作成することで問題ありませんが、計算過程(数式等)が分かるようにしてください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
46	様式集	様式3-3-15 サービス購入料C								様式3-3-15にサービス購入料C-4を記入する箇所がありません。列を追加し、O列の「①小計（C-1～C-3）（料金収入控除前）」については、C-4も含めるようにするというところでよろしいでしょうか。	令和6年3月7日の競争的対話の実施結果の公表と併せて、様式集の修正（C-4の追加）を行っておりますので、確認してください。
47	基本協定書（案）	県及び落札者の努力義務	2	3	2					「本落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続における群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業事業者選定委員会及び県の要望事項を尊重するものとする。」との記載がございますが、これらの要望事項により契約金額に影響が生じた場合は、入札時からの追加変更として、契約金額に反映されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者選定委員会及び県の要望のうち、要求水準の範囲内のものについては、事業者の負担にて反映してください。要求水準を超えた追加の要望については、事業契約書（案）第19条（県の請求による要求水準書の変更）の規定に基づいて対応することになります。
48	基本協定書（案）	事業契約	5	7	9					「第6項及び第7項の規定は、県に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げない。」との記載がございますが、発注者様が本落札者へ請求する損害賠償額については、現実かつ直接に生じた損害のうち相当因果関係が認められる範囲内に限るものとしていただけませんかでしょうか。	損害賠償の範囲は相当因果関係（民法第416条）により定めることとします。
49	基本協定書（案）	談合防止	6	8	3					「前項の規定は、県に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。」との記載がございますが、県が本落札者へ請求する損害賠償額については、現実かつ直接に生じた損害のうち相当因果関係が認められる範囲内に限るものとしていただけませんかでしょうか。	質問No.48の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
50	基本協定書（案）	基本協定書（案）	6	10						第9条第1項において「本落札者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。次項において同じ。）を行うことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲で本落札者に協力するものとする。」とあり、第10条において「事由のいかんを問わず事業契約の本契約の成立に至らなかった場合、既に県及び本落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担」とするとの記載がございますが、事業契約の本契約が不成立となった場合、本事業のスケジュール遵守のためにやむを得ず、県の事前の承認を受けたくうえで行った準備行為に関して支出した費用は県の負担としていただけませんか。	準備行為は、本落札者自らの責任と費用において行うものであるため、事業契約の本契約が不成立となった場合でも、準備行為のために支出した費用を県が支払うことはありません。
51	基本協定書（案）	事業契約締結不調の場合における処理	6	10						基本協定書において、県の責めに帰すべき事由により事業契約の仮契約又は本契約の成立に至らなかった場合の違約金の定めがございますが、万が一県の責めに帰すべき事由により本契約の仮契約又は本契約の成立に至らなかった場合には、事業者は発注者様に、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の1に相当する金額の支払を違約金として請求することができるものとしていただけませんか。	県の責めに帰すべき事由により事業契約の仮契約又は本契約の成立に至らなかった場合における違約金の規定は設けません。
52	基本協定書（案）	秘密保持	6	12						「県及び本落札者は、本協定に関して相手方から秘密情報として受領した情報を相手方の書面による同意を得ずして、開示を受けた県又は本落札者に関し依頼を受けた弁護士、公認会計士、税理士その他県又は落札者に対して法律上守秘義務を負う者以外の第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。」との記載がございますが、本業務の遂行に必要な範囲においては、事業者の責任のもと、県の事前承諾なしに第三者に情報開示できるものとしていただけませんか。	原案の通りとします。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第条	数項	数号	○数	加	(加)			
53	基本協定書（案）	秘密保持	7	12	4						「正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報」との記載がございますが、情報の開示を受ける事業者からでは、第三者が正当な権限を有するかどうか判別することは困難ですので、第三者から守秘義務を課せられることなく取得した情報については、秘密情報から除外していただけますでしょうか。	原案の通りとします。
54	基本協定書（案）	秘密保持	7	12	5						「法令、規則等に基づき裁判所、監督庁等から秘密情報の開示を要求された場合の事前に相手方に通知した上での必要最小限の情報」との記載がございますが、事前の通知が困難な場合には、秘密情報の開示後、遅滞なく相手方にその旨を通知すれば本条文に違反しないものとしていただけますでしょうか。	ご質問の場合でも、県への事前通知後に秘密を開示してください。
55	基本協定書（案）	協定の有効期間	7	14							「本協定有効期間の終了に関わらず（中略）第12条の規定は効力を存続する」とありますが、秘密保持に関しては実務的な対応可能な年限となるよう、本事業終了後2年間としていただけないでしょうか。	秘密保持は、本協定の有効期間終了後においても遵守すべき事項であると認識しておりますので、期間を限定することはできません。
56	基本協定書（案）	別紙 出資者誓約書	10	9							「当社が、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、あらかじめ群馬県の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。」との記載がございますが、本業務の遂行に必要な範囲においては、事業者の責任のもと、県の事前承諾なしに第三者に情報開示できるものとしていただけますでしょうか。	質問No.52の回答を参照してください。
57	事業契約書（案）	不可抗力等	3	2	1	(34)					事業契約書（案）第2条（34）に「不可抗力等」の定義が定められておりますが、これに限らず、予見不可能で県及び事業者いずれの責めにも帰すことができない事象が発生した場合には、不可抗力等として取り扱うものとして別途ご協議いただけますでしょうか。	「不可抗力等」の定義は、第2条第34号に示すとおりとします。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
58	事業契約書（案）	責任の負担	6	10						「事業者は、この契約において別段の定めのある場合を除き、事業者の本業務の実施に関する県による確認若しくは承認若しくは立会又は事業者からの県に対する報告若しくは通知若しくは説明を理由として、いかなるこの契約上の責任も免れず、県は、当該確認若しくは承認若しくは立会又は報告若しくは通知若しくは説明を理由として、何ら新たな責任を負担しない。」との記載がございますが、この記載は、県に決定及び承認等の意思決定をいただいた事項についてその後覆すことがあるという趣旨ではないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の説明等に事実と異なる内容があるときや決定の前提となる事実関係に誤認があった場合、制度が変更されたなどの理由がある場合、誤植を訂正する場合などを除き、県が決定を覆すことは想定しておりません。
59	事業契約書（案）	履行場所	9	16	3					「本施設の建設に要する仮設資材置場等を本事業敷地以外に確保する場合は、事業者の責任及び費用負担において行う。」との記載がございますが、仮設資材置場等の工事の施工上必要な用地の確保については、県の責任及び費用負担において行っていただけませんかでしょうか。	原案のとおり、本施設の建設に要する仮設資材置場等を本事業敷地以外に確保する場合は、事業者の責任及び費用負担において行ってください。
60	事業契約書（案）	県の請求による要求水準書の変更	9	19	3					「第1項若しくは前条第2項の通知の日から14日以内に事業者から県に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく事業者から県への通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合において、県は、必要があると認めるときは、要求水準書、第4条に示す事業日程又はサービス購入料を変更し、事業者に通知することができる」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業者は県の決定内容について不満があることを理由として契約の継続を拒否することはできません。
61	事業契約書（案）	県の請求による要求水準書の変更	10	20	3					「前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合には、県は、要求水準書、第4条に示す事業日程又はサービス購入料の変更について定め、事業者に通知する。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)			
62	事業契約書（案）	工事現場における安全管理等	17	37	1						「事業者は、自らの責任及び費用負担において、工事現場である本事業敷地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行うものとし、建設工事業務の実施に関して、建設機械器具等の設備の盗難又は損傷等により発生した増加費用は事業者が負担する。」との記載がございますが、当該事象のうち、県に起因するものについては、保険等により填補されるものを除き、県にて増加費用をご負担いただけませんかでしょうか。	工事現場における安全管理等において、県に起因する事象は想定されません。
63	事業契約書（案）	建設工事に伴う近隣対策	17	38	2						本事業の目的物に起因して電波障害対策工事が必要となった場合及び近隣を含む第三者に損害が生じた場合には、県の費用負担にて処理・解決いただき、事業者は県に協力するものとさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
64	事業契約書（案）	建設工事業務に伴う近隣対策	17	38	2						「事業者は、近隣対策の結果、事業者が発生した増加費用及び損害を負担する。」との記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、県のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業日程の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
65	事業契約書（案）	県による建設現場立会い	18	40	4						「県は建設工事業務の期間中、あらかじめ事業者に通知を行うことなく、随時、工事現場に立ち会うことができる。」との記載がございますが、立会い等を行う場合には、事前にその旨ご通知いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
66	事業契約書（案）	県による説明要求及び建設現場立会い	18	40	5						「当該是正に係る費用は、事業者が負担する」との記載がございますが、建設工事業務の実施状況が契約等及び設計図書等の内容に逸脱していることについて、事業者の責めに帰さない事由による場合は、当該是正に係る費用について県にご負担いただけませんかでしょうか。	「建設工事業務の実施状況が契約等及び設計図書等の内容に逸脱していることについて、事業者の責めに帰さない事由による場合」として、不可抗力や法令変更等における費用負担の方法等は、本事業契約書（案）において別途定めております。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)			
67	事業契約書（案）	工事中の中止・工期の変更等	19	41	4						「県又は事業者は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において建設工事業務に係る工事を施工できない事由が発生した日から14日を経過しても協議が調わないときは、県は、事業の継続についての対応を定め、事業者に通知する。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。
68	事業契約書（案）	工事日程の変更等	29	42	2						「県は、前項の請求を受けたときは、速やかに総合工程表で定めた工事日程の変更に関する協議を行わなければならない。当該協議において請求を受けた日から14日を経過しても協議が調わないときは、県は、工事日程の変更についての対応を定め、事業者に通知する。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。
69	事業契約書（案）	引渡予定日の変更に係る協議	20	44	1						「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、県が引渡予定日の変更について定め、事業者に通知するものとする。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。
70	事業契約書（案）	建設工事業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害	21	46	1						「建設工事業務に係る工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。」との記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、県のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる工事日程の延長をお認めいただけませんか。	原案のとおりとします。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)			
71	事業契約書（案）	県による完成確認	22	48	2						「県が前項の確認を行った結果、本施設が設計図書又はこの契約等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。この場合において当該是正又は改善に係る費用は、事業者が負担するものとする。」との記載がございますが、本施設が提案書類等の内容を満たしていないことが、事業者の責めに帰さない事由による場合には、必要な処置内容につきご協議いただき、必要と認められる工事日程及び契約金額またはサービス購入料の変更を請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.66の回答を参照してください。
72	事業契約書（案）	県への本施設への引渡し	22	49	4						「事業者は、県が前項に定める完成確認書の交付の遅延により損害を受けたときは、前項の違約金を超える金額を県の請求により支払わなければならない。」等の記載がございますが、万が一、事業者の責めに帰すべき事由による当該遅延が発生した場合には、事業契約書(案)第49条第3項に定める違約金を損害賠償額の予定としていただけませんかでしょうか。	本項が定めるものは違約金であり、第5項により、県にこれを超えた損害が生じている場合に超過分の請求を妨げられません。
73	事業契約書（案）	契約不適合による損害賠償請求	23	51							「県は、本施設に契約不適合があるときは、事業者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」との記載がございますが、民法の定めるとおり、契約不適合が、契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰する場合に請求権を行使するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	事業契約書（案）	契約不適合責任期間等	23	52	1						「建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等」の契約不適合責任につきましては、引渡しの際に、県が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者はその責を負わない（検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡の日から1年が経過する日まで請求等ができる。）ものとしていただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答	
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)			
75	事業契約書（案）	サービス購入料の変更等に代える要求水準書の変更	39	101	3						「前2項の場合において、要求水準書の変更内容は、県と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者に通知する。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。
76	事業契約書（案）	契約期間	39	102							「契約期間は、この契約の成立の日から令和26年3月31日とする。ただし、この契約終了後においても、この契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、この契約の規定の効力は存続する。」との記載がございますが、守秘義務の有効期間については、実務的に対応可能な年限となるよう、「本事業終了後2年間」としていただけませんかでしょうか。	質問No.55の回答を参照してください。
77	事業契約書（案）	事業者の債務不履行による契約解除	40	104							本条では、事業者の債務不履行による契約解除について規定されておりますが、独立採算事業である自由提案事業による不履行は本事業契約の解除事由には当たらないとの認識でよいでしょうか。	自由提案事業における債務不履行の内容が、第104条第4号などに該当する場合は、契約解除の事由となります。
78	事業契約書（案）	事業者の債務不履行による契約解除	40	104	1	(1)					「事業者が本業務の全部又は一部の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき」は、県は事業者に対する通知によりこの契約を解除できる旨の記載がございますが、3日間以上にわたり本業務を放棄することについて、事業者に正当な理由がある場合は、この限りではないと考えてよろしいでしょうか。	「3日間以上にわたり本事業を放棄する」ことに関して、事業者に正当な理由がある場合は考えられません。
79	事業契約書（案）	損害賠償、違約金等	46	116							自由提案事業の不履行により違約金等は発生しないとの認識でよいでしょうか。	解除の原因が自由提案事業に関連するものである場合にも第116条第1項第2号の違約金は発生します。
80	事業契約書（案）	損害賠償、違約金	46	116	2						「前項に定めるこの契約の解除の場合、事業者は、解除により県に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、事業者が前項の違約金を県に支払ったときは、解除により県に生じた損害のうち支払い済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする。」との記載がございますが、万が一、事業者の責めに帰すべき事由による当該遅延が発生した場合には、事業契約書(案)第49条第3項に定める違約金を損害賠償額の予定としていただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第条	数項	数号	○数	加	(加)		
81	事業契約書（案）	損害賠償、違約金	46	116	6					「第107条又は第111条によりこの契約が解除されたときは、県は、解除により事業者が生じた損害を賠償しなければならない。」との記載がございますが、事業契約書(案)第108条の定めにより事業契約が解除された場合も本項の定めに従うものとしていただけませんかでしょうか。	本項を修正して、第108条第1項を追記します。
82	事業契約書（案）	法令等の変更	47	117	4					「県は、事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から90日以内にこの契約の変更について合意が得られない場合には、県は、法令等の変更への対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。
83	事業契約書（案）	法令等の変更による費用・損害の取扱い	47	118						「法令等の変更により、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には県が負担し、それ以外の場合には事業者が負担する。」との記載がございますが、第118条第1項各号に記載のない事由により合理的な増加費用及び損害の負担が発生した場合について、県及び事業者が協議して重大なものと認め、かつ、事業者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、県の負担としていただけませんかでしょうか。	原案の通りとします。
84	事業契約書（案）	不可抗力等	48	119	4					「県は、事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力等が発生した日から90日以内にこの契約の変更(供用開始日の変更を含む。)について合意が得られない場合には、県は、県が合理的と認める不可抗力等の対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。」との記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.60の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)			
85	事業契約書（案）	損害賠償	50	126	1						「事業者は、本業務の執行について、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。」との記載がございしますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、発注者様のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業期間の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	第126条は現案の通りとします。事業者の業務執行にかかる第三者損害は事業者で対応してください。
86	事業契約書（案）	損害賠償	50	126	2						「事業者は、本業務の執行について、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。」との記載がございしますが、万が一、事業者の責めに帰すべき事由による当該遅延が発生した場合には、事業契約書(案)第49条第3項に定める違約金を損害賠償額の予定としていただけませんかでしょうか。	原案の通りとします。
87	事業契約書（案）	秘密保持	51	129	1						「事業者は、本事業に関して県から開示された全ての情報のうち次の各号に掲げる以外のものについて守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。」との記載がございしますが、守秘義務の有効期間については、実務的に対応可能な年限となるよう、「本事業終了後2年間」としていただけませんかでしょうか。	第129条は、本事業に係る情報の管理に万全を期す観点から定めたものであり、原案の通りとします。
88	事業契約書（案）	秘密保持	51	129	1						秘密情報の定義について「本事業に関して県から提示された全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの」との記載がございしますが、秘密情報の範囲が広範に及ぶため、この記載については「本事業に関して県から秘密である旨を明示のうえ提示された全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの」としていただけませんかでしょうか。	第129条は事業者が県から提示された情報の管理に万全を期すことを求める観点から定めたものであり、原案の通りとします。
89	事業契約書（案）	秘密保持	51	129	1	(4)					「県から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報」との記載がございしますが、情報の開示を受ける事業者からでは、第三者が正当な権限を有するかどうか判別することは困難ですので、第三者から守秘義務を課せられることなく取得した情報については、秘密情報から除外していただけませんかでしょうか。	現案の通りとします。守秘情報に当たる可能性がある情報を第三者から提供された場合は、情報源を確認してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第条	数項	数号	○数	加(加)		
90	事業契約書(案)	各提出書類	70		2	(1)	②	イ	「竣工図書」等の記載がございますが、事業者が作成した竣工図のご利用に際しては、発注者様にて内容をご確認のうえ、ご利用いただくものと考えてよろしいでしょうか。	「竣工図書」等は、県による完成確認の対象となります。
91	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入料A-1 の請求方法	54		1	(1)			「SPCの開業に伴う費用」、「融資手数料」及び「引渡し日までのSPC運営費」等をサービス購入料A-1として請求可能と理解しております。これらの費用については、SPCの支出時期がサービス購入料受領時期の後となる場合においても、提案時にサービス購入料A-1として提案した金額と時期であれば受領可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、サービス購入料A-1は、「SPCの開業に伴う費用」、「融資手数料」及び「引渡し日までのSPC運営費」を含めた「設計・建設・工事監理に要する費用及びその他費用」の86%以内で提案した額としておりますので、SPCの支出時期がサービス購入料受領時期の後となる場合においても、提案時にサービス購入料A-1として提案した金額と時期であれば受領可能です。
92	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入料C-4	55		1	(1)			C-4(その他費用)の対象として、「○法人税等法人の利益に対してかかる税金及びSPCの税引後利益」の記載がございます。競争的対話において「SPCの税引後利益とは、SPCの税引前利益から法人税等を差し引いたものになります」との回答をいただきましたが、提案においては、「SPCの税引後利益」については事業者が事業継続の観点から適切な利益を見込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「SPCの税引後利益」については事業者が事業継続の観点から適切な利益を見込むことで問題ありません。
93	事業契約書(案)	別紙2 モニタリング及び減額 措置等中間確認	70		2	(1)	③	イ	「なお、県は、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。」との記載がございますが、破壊検査につきましては、要求水準を満たしていない疑いがあることが客観的かつ合理的に認められる場合に限るものとしていただけませんかでしょうか。	基本的には要求水準を満たしていない疑いがある場合に最小限の破壊をすることを想定していますが、「要求水準を満たしていない疑いがあることが客観的かつ合理的に認められる場合」のみに限定しません。
94	事業契約書(案)	別紙2 出来高確認	70		2	(1)	④		「この場合において、県は、必要があると認めるときは、その理由を事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。」との記載がございますが、破壊検査につきましては、要求水準を満たしていない疑いがあることが客観的かつ合理的に認められる場合に限るものとしていただけませんかでしょうか。	質問No.93の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	第 条	数 項	数 号	○数	加	(加)		
95	事業契約書（案）	別紙5 利用及び提供の制限	80		第5					「事業者は、県の指示があるときを除き、本業務に関して知ることができた個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。」との記載がございますが、本業務の遂行に必要な範囲においては、事業者の責任のもと、県の事前承諾なしに第三者に情報開示できるものとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
96	事業契約書（案）	別紙5 複写又は複製の禁止	81		第8					「事業者は、本業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写し又は複製してはならない。」との記載がございますが、本業務の遂行に必要な範囲において、事業者の責任のもと複写又は複製する場合は、県の事前承諾は不要としていただけませんか。	原案のとおりとします。
97	事業契約書（案）	別紙5 個人情報取扱特記事項 損害賠償	80		第15					「前項の規定は、県に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。」との記載がございますが、県が本落札者へ請求する損害賠償額については、現実かつ直接に生じた損害のうち相当因果関係が認められる範囲内に限るものとしていただけませんか。	質問No.48の回答を参照してください。